

# 鳥取県児童福祉審議会委員を募集します

鳥取県の児童福祉に関する事項を調査審議する児童福祉審議会を令和6年10月23日に設置するにあたり、県民のみなさまの意見を反映するため、委員を募集します。

任 期 令和6年10月(任命日)から令和8年10月22日まで  
募集人数 1名  
募集期間 令和6年10月11日から令和6年10月25日まで ※必着

## 応募資格

次のアからカまでのすべてを満たす方で、かつ、キからケまでのいずれかを満たす方

- ア 県内在住の方
- イ 満18歳以上で、児童等の福祉施策に関する知識、関心があり、施策等への審議に参加する意欲がある方
- ウ 年6～8回程度、主に鳥取市内で平日昼間に開催される会議に出席できる方
- エ 任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方
- オ 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でない方
- カ 国会議員、県議会議員、県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でない方
- キ 児童等の福祉に関係する法人(企業、NPOを含む)および団体での就労又は活動経験がある方
- ク 児童の養育経験を有する方又は、地域の子育て支援に携わった経験がある方
- ケ その他児童福祉に関する学識経験を有する方

## 応募方法

応募用紙(裏面)に、必要事項等をすべて記載の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

なお、応募様式は鳥取県子育て王国課のホームページからダウンロードできます。

(URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/319211.htm>)

## 委員の選考

応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書面審査を行い、委員を決定します。

委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

## [鳥取県児童福祉審議会の概要]

- (1) 児童福祉審議会の所管事項  
児童、妊産婦及びひとり親家庭等の福祉並びに母子保健に関する事項  
(例)
  - ・児童、妊産婦及びひとり親家庭等の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議し、知事の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を述べること。
  - ・児童の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすること など。
- (2) 構成  
委員13名以内(うち、公募委員1名)臨時委員(支援検証部会で扱う個別事案に応じて任命)
- (3) 支援検証部会  
重大案件や専門的な検証等を必要とする場合に設置します。  
取り扱う個別事案に応じて、所属していただくことがあります。
- (4) 開催回数 本会 年6～8回  
支援検証部会 年4～6回 (取り扱う事案がある場合に開催)
- (5) 任期  
令和6年10月(任命日)から令和8年10月22日まで
- (6) その他  
報酬と会議出席のための旅費を支給します。

## 応募・問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県庁 子育て王国課 総務担当

電話:0857(26)7148、ファクシミリ:0857(26)7863、電子メール:kosodate@pref.tottori.lg.jp